

令和 7 年度裁判所職員総合研修所

入所式祝辞

祝

辞

裁判所職員総合研修所の令和7年度養成課程入所式に当たり、一言、お祝いの言葉を申し上げます。

第22期研修生の皆さん、本日は誠におめでとうございます。裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官を目指して努力を重ね、本日晴れて入所式を迎えられたことに対し、心からお喜びを申し上げます。

皆さんは、裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官という仕事の道を選択され、厳しい試験に合格して、今日こ

の場にいる訳です。皆さんが、裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官を目指された理由は様々でしょうが、いずれの職種も、裁判所が国民からの負託を受けて日々行っている紛争解決手続の中で、裁判官のパートナーとして、チームを組んで適正迅速な訴訟、納得性の高い調停や審判の実現に寄与するものです。そして、その仕事の成果は、個々の事案の解決にとどまらず、我が国の歴史の一部として記憶し、残しておくべき貴重なものになることもあるのです。是非、皆さんが目指しているそれぞれの官職が裁判において担う役

割と責任の重さを胸に刻み、誇りと自覚を持って、積極的に研修に取り組んでいただきたいと思います。

これからの研修では、このような専門職に求められる基本的な知識と技法を学ぶことになります。これらの知識や技法は、今後の職務を遂行していく上での土台となるものですから、まずはこれをしっかりと習得することが大切です。しかし、それだけではなく、是非意識していただきたいと思いますことが3点あります。

1つ目は、これから学ばれる知識や技法を、単に覚えるというのではなく

て、裁判のプロセスにおいて、どのような場面で、どのような形で活用され、良い裁判の実現にどのように役立てられるのかということを、自分の頭で考える習慣を身に付けていただきたいと思いますということです。実際に実務の中で困るのは、教科書には書いていないようなケースに出くわしたときです。そのようなときには、法規や通達に立ち返って自分の頭で考えることで、解決への道が見えてくるものです。

2つ目が、議論を大事にしてほしいということです。自分の頭で考えることの大切さを申し上げましたが、自分

で考えても限界があります。その時大事なのが議論することです。裁判所は、自由闊達な議論を大切にする組織です。議論の過程でいろいろな視点が浮かび上がり、検討が深まります。時間がかかる面はありますが、十分な議論を経た結論には説得力がありますし、議論を尽くして結論が見いだせたときには、やりがいや達成感を感じることができますし、自分自身も成長したと感じることができますと思います。ぜひ皆さんにもそのような経験を重ねていただきたいと思います。

3つ目は、皆さんは、裁判所がデジ

タル化による変革を進めている中で事務の担い手となることを意識して、改善できるところはないか常に考えていただきたいということです。裁判手続のデジタル化は、急ピッチで準備が進んでおり、各分野で、裁判手続のデジタル化や法改正への対応が必要となっている状況ですが、裁判事務・司法行政事務の分野を問わず、事務の合理化・効率化、標準化を進めていかなければなりません。今後新たなシステムが導入されていきますが、システムを使うことがデジタル化の目的ではなく、システムを活用することにより、裁判

に関わる当事者と裁判所職員の負担がトータルとして軽減されることを目指し、裁判の質の向上、裁判所の紛争解決機能の充実・強化につなげていく必要があります。何十年に一度の大きな変革期です。皆さんは、このような時期に新しい事務の担い手となるわけですから、研修を通じて、「自ら考え」「議論を尽くす」ことにより、理想とする事務の在り方について常に改善と工夫を重ねていくという意識を持っていただきたいと思います。

冒頭にも申し上げましたが、裁判所では、裁判官を含め、異なる職種の裁

判所職員が連携し、チームとして職務に取り組んでいます。この研修所において裁判所書記官と家庭裁判所調査官両方の養成を行っていることは、職種間の相互理解と連携の基盤を築く上で、大きな意義があります。互いに切磋琢磨しながら、同じ時期にこの研修所で共に学んだ仲間として、信頼し、尊敬し合える関係を築いてください。

最後になりましたが、どのような時にも健康が第一です。皆さんが、心身ともに健康で充実した研修生活を送り、晴れて養成課程を修了され、基礎となる土台をしっかりと身に付けた新鮮な

感性を持った裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官として、デジタル化が進んでいく裁判所を担う大きな力となることを心より期待して、私の祝辞といたします。

令和7年5月7日

最高裁判所判事 中 村 慎

令和7年度裁判所職員総合研修所

修了式祝辞

祝

辞

皆さん、本日はおめでとうございます。

皆さんが、裁判所職員総合研修所での一年間又は二年間にわたる厳しい養成課程を修了され、晴れて本日の修了式を迎えられたことを、心からお喜び申し上げます。また、この間、熱意と愛情を持ち、様々な工夫をしながら研修生の指導に力を注がれた所長を始めとする教官、事務局職員の皆様方の御苦労に対し、深い敬意と謝意を表します。

皆さんは裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官として、その第一歩を踏み出されるわけですが、現在の裁判所を取り巻く状況を見ますと、本年5月には、民事訴訟法の改正により電子申立てが開始し、記録が電子化するという極めて大きな変化が予定されており、その後も数年内に各事件分野で記録が電子化することになります。また、手続法のみならず、実体法においても、民法改正により、本年4月から共同親権をはじめとする家族法制の改正が施行され、これに伴い新たに裁判所が担う手続が拡大するほか、刑事分野など

でも種々の法改正やその検討が進められており、司法に期待される役割が一層高まっています。また、生成 AI などの情報通信技術の急速な発展普及は社会に対し大きな変化をもたらしており、裁判所の業務の特性を踏まえつつ、具体的な課題の解決への活用を着実に検討していくとともに、生成 AI が裁判手続に与える影響等にも適切に対応していく必要があります。

他方で、このような大きな変革期においても、公平中立な立場で、法と証拠に基づき、適正な手続に従って判断を示すという裁判所の役割に対する国

民の期待と信頼が変わるわけではあり
ません。裁判所に課せられた使命の重
みを自覚し、裁判の質の向上に向け、
専門職としての誇りと責任を持って主
体的に日々の職務に取り組んでほしい
と思います。

本日は、皆さんに二つのことを申し
上げたいと思います。

一つ目です。先輩方が築き上げてき
た実務の運用とそれを裏付ける知識を
しっかりと習得することはもちろん大
事なことですが、その上で、そのよう
な運用がなされている理由や法的根拠
を考えてください。

先輩方が築き上げてきた実務の運用は、それを裏付ける法的根拠と実務上の創意工夫が結実したものです。それらを表面的に理解しただけで、事件の個別性を考慮せずに、機械的に実務の運用を当てはめた事務を行うことは、時として、不合理、不適切な事務につながる可能性があります。実務の運用の背景となる理由や目的を考え、さらに新鮮な目で、日々の事務に改善する点がないか是非検討してください。

また、職務を遂行する中で、些細なことも含め、疑問や違和感が生じることもあると思います。そのようなとき

は、自らの考えを言葉にし、それを臆することなく同僚、先輩、上司、裁判官等に伝えて議論するようにしてください。その際には、相手の意見にも謙虚に耳を傾けつつ、自らの考えを明確に伝えて意見交換してほしいと思います。議論することで、現在の運用の問題点が明らかになり、職場全体の事務改善につながることもあるかもしれません。言うまでもなく、質の高い裁判は、裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等の関係職種が連携することで実現できるものです。そして、何より、そうした意見交換が皆さんの成長

の礎となります。経験が浅いからといって遠慮したり、臆したりすることなく、自らの考えをはっきりと伝え、新しいアイデアがあればそれを積極的に提案するようにしてください。

二つ目ですが、裁判所の一員として、これからの裁判所を作り上げていくことに積極的に関わってください。

先ほど申し上げたように、今、裁判所は大きな変革期を迎えています。デジタル化により裁判手続の在り方が大きく変わりますし、同時に私たちの事務も合理化・効率化していく必要があります。これまでの運用を単にデジタ

ルに置き換えるのではなく、多様で柔軟な発想や新しい感覚をもって臨むことが必要不可欠であり、皆さんに期待するところには大きいものがあります。デジタル社会の経験の豊かな皆さんだからこそ見える感覚や視点が必ずあるはずです。職場の仲間と一緒に新しい時代の裁判所を作り上げていくために、是非、積極的に取り組んでほしいと思います。

最後になりましたが、皆さんが、裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官として、その職責を十全に果たしていくためには、心身の健康を保持するこ

とが大前提となります。職場の上司や先輩等も必要な配慮をしますが、皆さん自身も、日々の生活の中で意識的に休養やリフレッシュの機会を確保することを意識するようにしてください。皆さんが、気力を充実させ、新しい時代の裁判所に新たな息吹をもたらしてくれることをお祈りして、私の祝辞といたします。

令和8年3月24日

最高裁判所判事 三 浦 守